公益社団法人厚狭法人会　会費規程

（目　的）

第 １ 条　この規程は、公益社団法人厚狭法人会（以下「本会」という。）定款第７条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定めるものとする。

（種類及び金額）

第 ２ 条　会費の年額（月額会費×１２か月）は、会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

（１）正会員は、資本金等の額により次のとおりとする。

資本金	500 万円未満		年額会費　6,000 円
資本金	500 万円以上	3,000 万円未満	10,000 円
資本金	3,000 万円以上		15,000 円

（２）賛助会員、他の協同組合、社会福祉・医療・宗教法人は、一律 5,000 円とする。

（３）役員は別途 5,000 円を支払う事とする。

（会費の使途）

第 ３ 条　前条の会費は、毎事業年度における合計額の２０％以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

（会費の滞納）

第 ４ 条　正当な理由がなく会費を３年分以上滞納したときは、理事会の議決により退会させることができる。

（会費の納入方法）

第 ５ 条　会員は、毎事業年度、その事業年度分の会費を本会所定の方法により納付しなければならない。

（１）口座振替

毎年８月２２日（休日の場合は翌営業日）に、届出の金融機関の口座より口座振替により納付する。

（２）振込納付

毎年６月に、会員宛に送付する郵便振替払込取扱票により納付する。

（３）持参

事務局へ直接持参し納付する。

（４）銀行振込

会が指定する金融機関の口座へ振込により納付する。（振込手数料は、会員が負担する。）

（中途入会の会費）

第 ６ 条　事業年度の中途に入会した会員の当該事業年度の会費年額は、入会の日の属する月の翌月から年度末までの月数による。

（改　廃）

第 ７ 条　この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附　　則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の設立等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。（平成２３年５月２０日総会決議）

この規程は、令和２年５月１８日から施行する。